ANDERSON MŌRI & TOMOTSUNE

2014 年 2 月 3 日

# AM&T CHINA LEGAL UPDATE

## CONTENTS


### Ⅰ Lawyer's Eye

～判決書のインターネットでの公開について～　　中国弁護士　胡　絢静

### Ⅱ 中国法令アップデート

- 労務派遣暫定規定（人力資源社会保障部）
- 国家外貨管理局による資本項目外貨管理政策の更なる改善及び調整に関する通知
- 価格違法行為告発処理規定（国家発展改革委員会）
- 企業投資プロジェクト審査確認弁法（意見募集稿）（国家発展改革委員会）
- 外商投資プロジェクト審査確認及び届出管理弁法（意見募集稿）（国家発展改革委員会）
- オゾン層消耗物質輸出入管理弁法（環境保護部等）
- 廃棄電器電子製品処理目録調整重点（意見募集稿）（国家発展改革委員会）

### Ⅲ 台湾法令アップデート

- 労働者退職金条例（改正）
- 専利法（改正）

### Ⅳ 中国万感

～「春運（春節の交通運送）」について～　　ニューヨーク州弁護士　安　然


© Anderson Mori & Tomotsune

# Ⅰ Lawyer's Eye

中国弁護士 胡 絢静

## 判決書のインターネットでの公開について

近時、最高人民法院が公布した「司法公開の三大プラットフォームの建設に関する若干意見」[1]（以下「意見」という。）及び「人民法院のインターネット上での裁判文書の公開に関する規定」[2]（以下「判決書公開規定」という。）が注目を集めている。両規定は、全国の各級人民法院に対し自らが下した判決書などを最高人民法院が構築した「中国裁判文書網」[3]に一元的に公開することを義務づけている[4]。この他、審理のプロセスに関わる情報を公開するプラットフォームや、執行に関する情報を公開するプラットフォームを、各級の人民法院が、順次、整備していくことを要求しており、訴訟当事者に対する情報公開や訴訟参加の利便性を図ろうとしている。

判決書のインターネットでの公開については、判決書公開規定の旧法に相当する 2010 年 11 月 21 日付け「人民法院のインターネット上での裁判文書の公開に関する規定」[5]及び 2009 年 12 月付け「司法公開に関する六つの規定」の中にすでに規定されていた。しかし、これらの規定では、インターネットでの公開は義務ではなく、「インターネットで公開することができる」という表現にとどまっていた。実際にも、判決書などを公開する統一のウェブサイトは構築されておらず、自ら下した判決をウェブサイトで公開している人民法院は一部にとどまっており、また、公開される事件の類型や件数も部分的であった。判決書の公開は、各人民法院がそれぞれ下した判決の一部を各人民法院のウェブサイトで掲載するか、又は同一の行政区域に属する複数の人民法院の判決を同じウェブサイトで掲載する形式が取られていた。

意見及び判決書公開規定の実施により、今後は誰でも簡単に中国裁判文書網にアクセスして最高人民法院を含め全国の各級の人民法院が下した判決書などを検索、閲覧、ダウンロードすることができるようになる。また、中国裁判文書網を確認してみたところ、判決書公開規定の実施日すなわち 2014 年 1 月 1 日以前に発効した判決書もアップロードされている[6]。アップロードされている判決書には、最高人民法院から地方の基層人民法院[7]までの各人民法院の民事訴訟、刑事訴訟及び行政訴訟の判決書が含まれている[8]。中国では、人民法院の判例は拘束力を有するわけではないが、同サイトを通じて、同一の人民法院又は同地方の人民法院が同種の案件について下した判決を網羅的に分析することができるようになり、判決の予測可能性が高まるのではないかと期待される。

判決書公開規定によると、以下の場合は判決書をインターネットで公開することが禁止される。すなわち、①国家秘密、個人のプライバシーに関わるもの、②未成年者の違法犯罪に関わるもの、③調解の方式で審理を終了したもの、④その他インターネットでの公開が不適切なものである。ま

---

1 法発[2013]13 号、2013 年 11 月 21 日公布、2014 年 1 月 1 日実施
2 法釈[2013]26 号、2013 年 11 月 21 日公布、2014 年 1 月 1 日実施
3 中国語は「中国裁判文书网」である。http://www.court.gov.cn/zgcpwsw/
4 主に判決書及び執行の決定書が公開されている。
5 法発[2010]48 号、上記注 2 の法釈[2013]26 号の公布を受け、廃止された。
6 例えば、本稿ドラフト時点（2014 年 1 月 25 日）において、北京市高級人民法院の 2011 年 11 月 9 日付けで発効した（2011）高民終字第 2782 号判決書がアップロードされている。もっとも、過去のどの時点までの判決書が公開されていくかは不明である。
7 県、区を設置しない市に設置されており、一審の事件を扱う。
8 もっとも、本稿ドラフト時点では、基層人民法院の一部は、判決書をアップロードしていないようである。一方、中級人民法院以上はそのほとんどにつきアップロードが確認できた。

© Anderson Mori & Tomotsune

た、各人民法院はそれぞれ判決書の公開を担当する部署を設置し、判決の効力発生後 7 日以内に中国裁判文書網での公開を完了するようにしなければならない。

判決書のインターネットでの公開は、中国共産党第十八回中央委員会第三回会議で可決された「全面的に改革の深化に関する若干問題の中共中央の決定」で言及されている司法公開の推進[9]の方針を受け、最高人民法院が行った措置であると思われる。この決定には、判決書の公開のほか、法律文書の論理性の強化も定められている。現在でも、特に地方の人民法院が下した判決は、証拠と認定事実のつながりや認定事実と結論とのつながりなどの面において記述が不十分なものが数多く見られ、事実を簡単に説明した後、理由を十分に論証しないまま、結論を出しているものも少なくない。最高人民法院もこの問題を十分に認識し、問題の改善に力を入れようとしてきており[10]、判決書の公開の強化は、その一環と位置づけられるものと思われる。

このように考えれば、最高人民法院の中国裁判文書網の構築は、全国の人民法院の判決書を公開することを通じて、公衆のアクセスの利便性を図るのみでなく、判決書を晒すことによって判決の質を高めることも狙いとしているといえる。しかし、判決の質の改善は、裁判官の法律家としての素養を高めることを含め、決して短期間で実現できるものではないように思われる。

以上

---

9 同決定 9 条 33 項では、「法律文書の論理性を高め、発効した判決書の公開を推進するよう」と指摘されている。

10例えば、「人民法院の審理公開の強化に関する若干意見」（法発[2007]20 号）第 25 条において、以下のように規定している。「人民法院の判決書は、人民法院が審理活動、審理理由、審理根拠、審理結果を公開する重要な媒体である。判決書の作成は最高人民法院が公布した判決書のフォームに従い、判決署としての必要な要素を含み、かつ必要により詳細又は簡潔に論じ、理解しやすいように、審理の過程、事実、理由及び審理根拠を明確に論述しなければならない。」

© Anderson Mori & Tomotsune

# Ⅱ 中国法令アップデート

弁護士 石黒 昭吉

弁護士 濱本 浩平

## 最新中国法令の解説

### ＜労働（労働者派遣）＞

**労務派遣暫定規定（人力資源社会保障部）**

［ポイント］ 本規定は、「労働契約法」及び「労働契約法実施条例」等に基づき、労務派遣（労働者派遣）に関する規制を定めたものである。2013 年 8 月に、「労務派遣若干規定（意見募集稿）」が公表されており、本規定は、この意見募集稿が修正されたものと考えられる。意見募集稿では、派遣労働者の上限を、労働契約のある労働者と補助的職位についている派遣労働者の合計の 10 パーセントとしていたが、本規定では、労働契約のある労働者と派遣労働者の合計の 10 パーセントとされており、規制が実質的に緩和されている（なお、外国企業常駐代表機構（駐在員事務所）については、この比率の制限を受けないことが明確にされている。）。また、意見募集稿には、この上限を超過した場合に、派遣先に派遣労働者との間の労働契約の締結義務を課す旨の規定が存在したが、この規定は削除された。なお、本規定は、請負、下請などの名義により労務派遣形式で労働者を使用した場合にも適用があるものとされており、本規定は、請負や業務委託契約及びその運用においても注意が必要といえる。

（2014 年 1 月 24 日公布、同年 3 月 1 日施行）（人力資源社会保障部令第 22 号）

［原文］ 劳务派遣暂行规定

### ＜外貨管理＞

**国家外貨管理局による資本項目外貨管理政策の更なる改善及び調整に関する通知**

［ポイント］ 本通知は、国内企業による国外貸付など資本項目に関する外貨管理政策について定めたものである。本通知は、国内企業が貸付を提供できる外国企業の範囲を、持分関連関係を有する企業としており、国外の親会社に対する貸付のほか、国外兄弟会社に対する貸付も認めるものと理解される。また、貸付額は、外貨管理局に登記した限度額の上限規制を受ける。この限度額の有効期間は 2 年とされていたが、本通知ではこの有効期間の定めは廃止されている。

（2014 年 1 月 24 日公布、同年 2 月 10 日施行）（匯発[2014]2 号）

［原文］ 国家外汇管理局关于进一步改进和调整资本项目外汇管理政策的通知

### ＜経済法＞

**価格違法行為告発処理規定（国家発展改革委員会）**

［ポイント］ 本規定は、「価格法」等に基づき、価格違法行為に対する告発、処理などについて定めたものであり、現行の「価格違法行為告発規定」に替わるものである。本規定では、価格主管部門は、告発を受けてから 7 営業日以内に告発者に対し受理するか又は移送するかを告知する義務が明確にされたほか、消費者が告発とともに自身の利益に関わる民事紛争に関する苦情申立（価格苦情申立）を行うことができること、価格主管部門は、価格苦情申立てを受けてから 7 日以内に受理又は不受理を決定して消費者に告知するべきことなどが定められた。なお、本規定では、価格独占行為についての告発には、「独占禁止法」及び「価格独占行政法執行手続規定」の規定を執行することが定められており、本規定は適用されないものと考えられる。

（2014 年 1 月 15 日公布、同年 5 月 1 日施行）（国家発展改革委員会令第 6 号）

© Anderson Mori & Tomotsune

[原文] 价格违法行为举报处理规定

## ＜プロジェクト審査確認＞

**企業投資プロジェクト審査確認弁法(意見募集稿)(国家発展改革委員会)**

[ポイント] 本弁法(意見募集稿)は、国家発展改革委員会及び地方発展改革部門によるプロジェクト審査確認の手続などについて定めたものであり、現行の「企業投資プロジェクト審査確認暫定規定」に替わるものである。本弁法では、プロジェクト審査確認申請の際の提出書類に省エネルギー主管部門が発行した省エネルギー審査意見が追加されるなどの修正が行われている。なお、外商投資プロジェクト、中国国外投資プロジェクトについては、本弁法の適用は想定されていない。
(意見募集期間:2014 年 1 月 2 日～同月 16 日)
[原文] 企业投资项目核准办法（征求意见稿）

## ＜外商投資＞

**外商投資プロジェクト審査確認及び届出管理弁法(意見募集稿)(国家発展改革委員会)**

[ポイント] 中国国内への直接投資に対する発展改革部門の審査確認手続を定める「外商投資プロジェクト審査確認暫定管理弁法」に替わる法令の意見募集稿である。同弁法に関しては既に 2012 年 8 月に改正法である「外商投資プロジェクト審査確認管理弁法」の意見募集稿が公表されていたが、更に修正がなされ今回の意見募集稿が公表された。今回の改正案は、中国の投資(即ち国内投資、対中投資及び対外投資)に対する発展改革部門による審査認可の基準となる「政府審査確認投資プロジェクト目録(2013 年版)」(「目録」)の修正を踏まえたものと思われる。「目録」では、投資対象業種及び投資金額によって必要な政府手続とそれを担当する政府部門・当該部門のレベル(国／省／市など)が区別されており、2013 年版では当該区別が見直された。本意見募集稿はこれを反映すると共に、「目録」上は審査確認の対象から外れたものについて「届出」手続を規定する点が注目される。なお、「届出」は発展改革部門が「届出意見」を出すことになるため実質は事前審査であるが、届出受理から 10 営業日以内に届出意見を出すものとされており、現在の審査確認期限が受理から 20 営業日(かつ延長あり。)であることと比べれば少なくとも期間は短縮されると思われる。旧「目録」(2004 年版)及び現行の弁法下での制度で必要となる手続と担当部門は表 1 及び表 3 を、「目録」(2013 年版)及び本意見募集稿の下での手続については表 2 及び表 4 を参照されたい。
(意見募集期間:2014 年 1 月 23 日～2 月 23 日)
[原文] 外商投资项目核准和备案管理办法（征求意见稿）

表 1 政府審査確認投資プロジェクト目録(2004 年版)※

| 投資形態 | 対中投資 | | 対外投資／国内投資 |
|---|---|---|---|
| 投資業種による区別 | 「外商投資産業指導目録」<br>・奨励類<br>・許可類 | 「外商投資産業指導目録」<br>・制限類 | (省略) |
| 部門/手続 | 発展改革部門／審査確認 | | |
| 投資金額による区別 | 表 3 参照 | | |

※「目録」改正前後の相違をよりわかりやすくするため、改正前の目録に基づいた整理を行った。

© Anderson Mori & Tomotsune

表 2　政府審査確認投資プロジェクト目録(2013 年版)

<table>
<tr><th>投資形態</th><th colspan="3">対中投資</th><th>対外投資<br>／国内投資</th></tr>
<tr><td>投資業種による区別</td><td>「外商投資産業指導目録」<br>・奨励類かつ中方支配要件あり<br>・制限類(不動産/不動産以外)</td><td>「目録」<br>一～十一</td><td>左記以外</td><td rowspan="3">（省略）</td></tr>
<tr><td>部門/手続</td><td>発展改革部門<br>審査確認</td><td>目録指定の部門<br>（発展改革部門に<br>限らない）<br>審査確認</td><td>発展改革部門<br>届出</td></tr>
<tr><td>投資金額による区別</td><td><u>表 4</u> 参照</td><td>目録指定の級別</td><td>なし</td></tr>
</table>

表 3　現行法下での審査確認手続

<table>
<tr><th>投資総額<br>（米ドル）</th><th>「外商投資指導目録」<br>奨励類／許可類</th><th>「外商投資指導目録」<br>・制限類</th></tr>
<tr><td>5 億以上</td><td>国務院</td><td rowspan="3">国務院</td></tr>
<tr><td>5 億未満<br>3 億以上</td><td>国家発改委</td></tr>
<tr><td>3 億未満<br>1 億以上</td><td>省級発改委</td></tr>
<tr><td>1 億未満<br>5000 万以上</td><td rowspan="2">地方発改委</td><td>国家発改委</td></tr>
<tr><td>5000 万未満</td><td>地方発改委</td></tr>
</table>

表 4　本意見募集稿が定める審査確認手続

<table>
<tr><th rowspan="2">投資総額<br>（米ドル）</th><th rowspan="2">「外商投資指導目録」<br>・奨励類かつ中方支配要件あり</th><th colspan="2">「外商投資指導目録」<br>・制限類</th></tr>
<tr><th>不動産</th><th>不動産以外</th></tr>
<tr><td>5 億以上</td><td rowspan="2">国家発改委</td><td rowspan="5">省級発改委<br>（授権不可）</td><td rowspan="4">国家発改委</td></tr>
<tr><td>5 億未満<br>3 億以上</td></tr>
<tr><td>3 億未満<br>1 億以上</td><td rowspan="3">地方発改委<br>（省級発改委以下への授権可）</td></tr>
<tr><td>1 億未満<br>5000 万以上</td></tr>
<tr><td>5000 万未満</td><td>省級発改委<br>（授権不可）</td></tr>
</table>

## ＜環境＞

**オゾン層消耗物質輸出入管理弁法(環境保護部等)**

[ポイント]　本弁法は、「オゾン層消耗物質管理条例」に基づき、オゾン層消耗物質(中国輸出入制限オゾン層消耗物質目録所定の物質)の輸出入手続について定めたものであり、現行の「オゾン層消耗物質輸出入管理弁法」等に替わるものである。本弁法は、オゾン層消耗物質につき、割当許可証による輸出入管理を行うことや、割当許可証の付与を決定する際の考慮要素などが定められている。

(2014 年 1 月 21 日公布、同年 3 月 1 日施行)(環境保護部、商務部、税関総署令第 26 号)

© Anderson Mori & Tomotsune

[原文] 消耗臭氧层物质进出口管理办法

＜リサイクル＞
**廃棄電器電子製品処理目録調整重点（意見募集稿）（国家発展改革委員会）**

[ポイント] 本目録（意見募集稿）は、「廃棄電器電子製品回収処理管理条例」やその下位法令である「廃棄電器電子製品処理資格許可管理弁法」、「廃棄電器電子製品処理基金徴収管理弁法」などの対象となる「廃棄電器電子製品」の範囲を定めるものであり、現行の「廃棄電器電子製品処理目録（第 1 回）」を改正するものである。現行の目録には、テレビ、冷蔵庫、洗濯機、エアコン、パソコンの 5 品目が挙げられているが、本目録では、電子レンジ、電気炊飯器や蛍光灯、リチウムイオン電池などが新たに追加されている。
（意見募集期間：2013 年 12 月 25 日～2014 年 1 月 24 日）
[原文] 废弃电器电子产品处理目录调整重点（征求意见稿）

※＜上記以外の今月のその他の重要な新法令＞

© Anderson Mori & Tomotsune

【上海自由貿易試験区関連法令一覧】

| No. | 国/地方 | 法令名<br>（日本語） | 法令名<br>（中国語） | 法令番号 | 関連部門 | 公布･公表日<br>（施行･実施日） | 主な規定内容 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 1 | 国 | 全国人民代表大会常務委員会による国務院に中国（上海）自由貿易試験区における関連法律規定の行政審査認可の一時的調整を授権することに関する決定 | 全国人民代表大会常务委员会关于授权国务院在中国（上海）自由贸易试验区暂时调整有关法律规定的行政审批的决定 | 2013年8月30日第12期全国人民代表大会常務委員会第4回会議通過 | 全国人民代表大会常務委員会 | 2013年8月30日<br>（2013年10月1日） | 国務院に対し試験区において外資三法の審査認可に関する規定の適用の調整を授権したもの。 |
| 2 | 国 | 国務院による中国（上海）自由貿易試験区総合方案 | 国务院关于印发中国（上海）自由贸易试验区总体方案的通知 | 国発[2013]38号 | 国務院 | 2013年9月18日<br>（同日） | 試験区の全体的な政策。<br>別紙の「中国（上海）自由貿易試験区サービス行拡大開放措置」で新たに外資に開放される業種が規定されている。 |
| 3 | 国 | 国家工商行政管理総局による中国（上海）自由貿易試験区建設の支持に関する若干意見 | 国家工商行政管理总局关于支持中国（上海）自由贸易试验区建设的若干意见 | 工商外企字[2013]147号 | 国家工商行政管理総局 | 2013年9月26日<br>（同日） | 会社の実収資本を登記しないこと、最低資本金の廃止、出資方法･出資期限の自由化。<br>年度検査の廃止･年次報告制度の新設。<br>会社設立後は別に許認可が必要な業務を除き、直ちに一般的な事業活動を行うことが可能。 |

© Anderson Mori & Tomotsune

| No. | 国/地方 | 法令名<br>（日本語） | 法令名<br>（中国語） | 法令番号 | 関連部門 | 公布･公表日<br>（施行･実施日） | 主な規定内容 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 4 | 国 | 国家工商総局による中国(上海)自由貿易試験区の新営業許可証案の試行の同意に関する回答 | 国家工商总局关于同意中国（上海）自由贸易试验区试行新的营业执照方案的批复 | 工商外企字[2013]148 号 | 国家工商行政管理総局 | 2013 年 9 月 26 日（同日） | 試験区の会社の営業許可証の書式を規定。 |
| 5 | 地方 | 上海市人民代表大会常務委員会による中国(上海)自由貿易試験区における本市の関連地方性法規規定実施の暫定調整に関する決定 | 上海市人民代表大会常务委员会关于在中国（上海）自由贸易试验区暂时调整实施本市有关地方性法规规定的决定 | 上海市人民代表大会常務委員会公告第 3 号 | 上海市人民代表大会常務委員会 | 2013 年 9 月 26 日（2013 年 10 月 1 日） | 試験区において上海市外商投資企業審査認可条例の不適用を規定。 |
| 6 | 国<br>・<br>地方 | 交通運輸部及び上海市人民政府による「中国(上海)自由貿易試験区総合方案」の実施及び上海国際輸送センター建設の加速推進に関する実施意見 | 交通运输部 上海市人民政府关于落实《中国（上海）自由贸易试验区总体方案》加快推进上海国际航运中心建设的实施意见 | 交水発[2013]584 号 | 交通運輸部･上海市人民政府 | 2013 年 9 月 27 日（同日） | 国際船舶運輸業務に関する外資比率の制限を緩和(49%が上限→50%以上も可)。<br>国際船舶管理業務の外資規制を撤廃 |
| 7 | 国 | 国家品質監督検査検疫総局による中国(上海)自由貿易試験区建設の支持に関する意見 | 国家质量监督检验检疫总局关于支持中国(上海)自由贸易试验区建设的意见 | 国質検通[2013]503 号 | 国家品質監督検査検疫総局 | 2013 年 9 月 27 日（同日） | 試験区内の特種設備生産単位の許認可等一部の権限の上海市品質技術監督部門への移譲等 |

© Anderson Mori & Tomotsune

| No. | 国/地方 | 法令名<br>（日本語） | 法令名<br>（中国語） | 法令番号 | 関連部門 | 公布･公表日<br>（施行･実施日） | 主な規定内容 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 8 | 国 | 上海において中国資本の非五星旗国際航行船舶の沿海通過に関する公告 | 关于在上海试行中资非五星旗国际航行船舶沿海捎带的公告 | 交通運輸部公告 2013 年第 55 号 | 交通運輸部 | 2013 年 9 月 27 日<br>（同日） | 中国資本の海運会社による中国船籍以外の船を用いた中国沿岸の港湾･上海港間での輸出入コンテナ輸送業務の試行等 |
| 9 | 地方 | 上海市都市建設交通委員会による中国（上海）自由貿易試験区における外商投資建設工程企業設立の関連事項に関する通知 | 上海市城乡建设和交通委员会关于在中国（上海）自由贸易试验区设立外商投资建设工程企业有关事项的通知 | 滬建交聯[2013]997 号 | 上海市都市建設交通委員会 | 2013 年 9 月 27 日<br>（2013 年 10 月 1 日） | 試験区に設立される外商投資建設工程設計企業及び外商投資建築業企業につき次の例外を認めるもの。<br>(i)外国側出資者の工程設計実績の審査を廃止<br>(ii)上海市の中外合同建設プロジェクトを請け負う際の外資比率の制限を廃止 |
| 10 | 国 | 中国銀監会による中国（上海）自由貿易試験区銀行業監督管理の関連問題に関する通知 | 中国银监会关于中国（上海）自由贸易试验区银行业监管有关问题的通知 | 銀監発[2013]40 号 | 中国銀行業監督管理委員会 | 2013 年 9 月 28 日<br>（同日） | 条件を満たす中国資本の銀行によるオフショア業務を解禁等。 |
| 11 | 国 | 文化部による中国（上海）自由貿易試験区文化市場管理政策の実施に関する通知 | 文化部关于实施中国（上海）自由贸易试验区文化市场管理政策的通知 | 文市発[2013]47 号 | 文化部 | 2013 年 9 月 29 日<br>（同日） | 演出ブローカー業務の設立と上海市におけるサービス提供、娯楽場所試験区内での開設の解禁。<br>試験区に設立した会社が生産したゲーム機･ソフトを中国国内向けに販売することの解禁（ただし内容審査あり）等。 |

© Anderson Mori & Tomotsune

| No. | 国/地方 | 法令名<br>（日本語） | 法令名<br>（中国語） | 法令番号 | 関連部門 | 公布･公表日<br>（施行･実施日） | 主な規定内容 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 12 | 国 | 中国保険監督管理委員会による中国（上海）自由貿易試験区建設の支持 | 保监会支持中国（上海）自由贸易试验区建设 | | 中国保険監督管理委員会 | 2013 年 9 月 29 日 | 以下の事項等に対する支持を表明したもの<br>･外資による専門健康保険機構の設立<br>･保険会社が試験区内に支店等を設立し、人民元クロスボーダー再保険業務を展開すること<br>･試験区の保険機構による国外投資の試行<br>（概要のみ公開されており全文は非公開） |
| 13 | 国 | 資本市場による中国（上海）自由貿易試験区の支持促進の若干政策措置 | 资本市场支持促进中国（上海）自由贸易试验区若干政策措施 | | 中国証券監督管理委員会 | 2013 年 9 月 29 日 | 上海先物取引所が試験区内に上海国際エネルギー取引センター株式有限公司を設立し、国際的原油先物のプラットフォームの建設を進めることに対する同意等<br>（実施細則が別途制定される予定） |
| 14 | 地方 | 中国（上海）自由貿易試験区管理弁法 | 中国（上海）自由贸易试验区管理办法 | 上海市人民政府令第 7 号 | 上海市人民政府 | 2013 年 9 月 29 日<br>（2013 年 10 月 1 日） | 試験区の運営･管理、投資管理、貿易、金融等に関する全般的な規定。（詳細は 2013 年 10 月 15 日号参照） |
| 15 | 地方 | 中国（上海）自由貿易試験区外商投資プロジェクト届出管理弁法 | 中国（上海）自由贸易试验区外商投资项目备案管理办法 | 滬府発[2013]71 号 | 上海市人民政府 | 2013 年 9 月 29 日<br>（2013 年 10 月 1 日） | 試験区の会社の外商投資プロジェクト届出（従前の外商投資プロジェクト審査確認に相当する）の規定。（詳細は本号参照） |

© Anderson Mori & Tomotsune

| No. | 国/地方 | 法令名<br>（日本語） | 法令名<br>（中国語） | 法令番号 | 関連部門 | 公布･公表日<br>（施行･実施日） | 主な規定内容 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 16 | 地方 | 中国(上海)自由貿易試験区国外投資プロジェクト届出管理弁法 | 中国（上海）自由贸易试验区境外投资项目备案管理办法 | 滬府発[2013]72 号 | 上海市人民政府 | 2013 年 9 月 29 日（2013 年 10 月 1 日） | 試験区の会社による国外投資プロジェクト届出(従前の国外投資プロジェクト審査認可に相当する)の規定。 |
| 17 | 地方 | 中国(上海)自由貿易試験区外商投資企業届出管理弁法 | 中国（上海）自由贸易试验区外商投资企业备案管理办法 | 滬府発[2013]73 号 | 上海市人民政府 | 2013 年 9 月 29 日（2013 年 10 月 1 日） | 試験区の会社の商務部門における設立届出の規定。(詳細は 2013 年 10 月 15 日号及び本号参照) |
| 18 | 地方 | 中国(上海)自由貿易試験区国外投資企業開設届出管理弁法 | 中国（上海）自由贸易试验区境外投资开办企业备案管理办法 | 滬府発[2013]74 号 | 上海市人民政府 | 2013 年 9 月 29 日（2013 年 10 月 1 日） | 試験区の会社が国外に会社を設立する場合の手続の規定。 |
| 19 | 地方 | 中国(上海)自由貿易試験区外商投資受入特別管理措置(ネガティブリスト)(2013 年) | 中国（上海）自由贸易试验区外商投资准入特别管理措施（负面清单）（2013 年） | 滬府発[2013]75 号 | 上海市人民政府 | 2013 年 9 月 29 日（同日） | 試験区における簡易な手続を利用することができない業種の一覧。(詳細は 2013 年 10 月 15 日号を参照) |

© Anderson Mori & Tomotsune

| No. | 国/地方 | 法令名<br>（日本語） | 法令名<br>（中国語） | 法令番号 | 関連部門 | 公布･公表日<br>（施行･実施日） | 主な規定内容 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 20 | 地方 | 中国(上海)自由貿易試験区管理委員会による中国(上海)自由貿易試験区管理委員会印章の使用開始及び上海総合保税区管理委員会印章の使用停止に関する通知 | 中国（上海）自由贸易试验区管理委员会关于启用中国（上海）自由贸易试验区管理委员会印章和停止使用上海综合保税区管理委员会印章的通知 | | 中国(上海)自由貿易試験区管理委員会 | 2013 年 9 月 29 日<br>（同日） | 試験区管理委員会の印章の使用開始、及びこれまでの上海総合保税区管理委員会の印章の使用停止 |
| 21 | 地方 | 上海市工商行政管理委員会による中国(上海)自由貿易試験区内企業登記管理に関する規定の印刷･配布に関する通知 | 上海市工商行政管理局关于印发《关于中国（上海）自由贸易试验区内企业登记管理的规定》的通知 | | 上海市工商行政管理局 | 2013 年 9 月 30 日<br>（2013 年 10 月 1 日） | 国家工商行政管理総局による通知(本一覧 No. 3)に対応する規定。 |
| 22 | 国 | 中国(上海)自由貿易試験区関連輸入税収政策の通知 | 关于中国（上海）自由贸易试验区有关进口税收政策的通知 | 財関税[2013]75 号 | 財政部･海関総署･国家税務総局 | 2013 年 10 月 15 日<br>（2013 年 9 月 29 日） | 試験区内の生産企業及び生産性サービス企業が輸入する機器･設備等の免税。<br>試験区内に設立された中国資本のリース会社やその SPC が国外から購入する 25t 以上の航空機が中国資本の航空会社にリースされる場合に増値税の軽減税率を適用する等。 |

© Anderson Mori & Tomotsune

| No. | 国/地方 | 法令名<br>（日本語） | 法令名<br>（中国語） | 法令番号 | 関連部門 | 公布･公表日<br>（施行･実施日） | 主な規定内容 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 23 | 地方 | 上海市人民政府弁公庁による上海市衛生･計画生育委員会等 3 部門が制定した「中国（上海）自由貿易試験区外商独資医療機構管理暫定弁法」の承認･公布に関する通知 | 上海市人民政府办公厅关于转发市卫生计生委等三部门制订的《中国（上海）自由贸易试验区外商独资医疗机构管理暂行办法》的通知 | 滬府弁発〔2013〕63 号 | 上海市人民政府弁公庁<br>上海市衛生･計画生育委員会<br>上海市商務委員会<br>上海市工商行政管理局 | 2013 年 11 月 13 日（同日） | 総合方案（本一覧 No. 2）別紙で 100％外資形態での設立が可能と規定された「外商独資医療機構」の設立要件、設立手続等に関する規定 |
| 24 | 地方 | 上海市人民政府弁公庁による上海市教育委員会等 4 部門が制定した「中国（上海）自由貿易試験区中外合作事業性研修機構管理暫定弁法」の承認･公布に関する通知 | 上海市人民政府办公厅关于转发市教委等四部门制订的《中国（上海）自由贸易试验区中外合作经营性培训机构管理暂行办法》的通知 | 滬府弁発〔2013〕64 号 | 上海市人民政府弁公庁<br>上海市教育委員会<br>上海市商務委員会<br>上海市人材･社会保障局<br>上海市工商行政管理局 | 2013 年 11 月 13 日（同日） | 総合方案別紙（本一覧 No. 2）で中外合作形態での設立が可能とされた「中外合作訓練機構」（学科教育と職業訓練が含まれる。）の設立要件、設立手続等に関する規定 |
| 25 | 国 | 中国（上海）自由貿易試験区内の企業による非貨幣性資産を用いた対外投資等の資産再編行為についての企業所得税の政策問題に関する通知 | 关于中国（上海）自由贸易试验区内企业以非货币性资产对外投资等资产重组行为有关企业所得税政策问题的通知 | 財税〔2013〕91 号 | 財政部<br>国家税務総局 | 2013 年 11 月 15 日 | 試験区内の企業が金銭以外の資産を用いて対外投資等を行った場合の資産評価益に対する企業所得税の課税につき 5 年間の分割納付を認める規定（総合法案（本一覧 No. 2）を具体化するもの） |

© Anderson Mori & Tomotsune

| No. | 国/地方 | 法令名<br>（日本語） | 法令名<br>（中国語） | 法令番号 | 関連部門 | 公布･公表日<br>（施行･実施日） | 主な規定内容 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 26 | 国 | 中国人民銀行による中国（上海）自由貿易試験区建設の金融による支援に関する意見 | 中国人民银行关于金融支持中国（上海）自由贸易试验区建设的意见 | | 中国人民銀行 | 2013 年 12 月 2 日 | 主に次の内容に関する方針を示した意見<br>･人民元･外貨口座の管理<br>･クロスボーダーの投資に関する規制緩和<br>･クロスボーダー人民元取引の拡大<br>･金利の市場化<br>･外貨管理の簡素化 |
| 27 | 国 | 国務院による中国（上海）自由貿易試験区内において関連する行政法規及び国務院文書の規定する行政審査認可又は参入特別管理措置を暫定的に調整することに関する決定 | 国务院关于在中国（上海）自由贸易试验区内暂时调整有关行政法规和国务院文件规定的行政审批或者准入特别管理措施的决定 | 国発〔2013〕51号 | 国務院 | 2013 年 12 月 21 日 | ･試験区における特例に関して国レベルの法令を調整するもの。<br>･大部分は本一覧記載の法令によって内容が規定されているが、現時点で対応する法令が存在しない事項もあり、それらは今後新たに特例が規定されることが予想される（例えば、外資による信用調査会社（日本の JICC 等の信用情報機関に相当）の設立等）。 |
| 28 | 地方 | 上海市品質技術監督局による自由貿易試験区品質技術監督業務改革措置の印刷･配布に関する通知 | 关于印发上海市质量技术监督局自由贸易试验区质量技监工作改革措施的通知 | | 上海市品質技術監督局 | 2013 年 12 月 24 日 | 国家品質監督検査検疫総局による通知（本一覧 No. 7）の一部の内容を実施するための措置に関する通知で、試験区の分局に各種の行政手続の受理権限を与えること等が含まれる。 |

© Anderson Mori & Tomotsune

| No. | 国/地方 | 法令名<br>（日本語） | 法令名<br>（中国語） | 法令番号 | 関連部門 | 公布･公表日<br>（施行･実施日） | 主な規定内容 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 29 | 国<br>･<br>地方 | 工業情報化部･上海市人民政府による中国（上海）自由貿易試験区の付加価値電信業務更なる対外開放に関する意見 | 工业和信息化部、上海市人民政府关于中国（上海）自由贸易试验区进一步对外开放增值电信业务的意见（2014 年） | | 工業情報化部<br>上海市人民政府 | 2014 年 1 月 6 日 | ･情報サービス業務（アプリケーション配信サービスのみ）、蓄積転送類業務（注：ボイスメールやファクシミリの転送サービス等）の外資の出資比率制限を撤廃<br>･コールセンター業務、国内多地点通信サービス業務、ISP サービス業務及び VPN サービス業務を新たに外資に開放。ただし VPN サービス業務については外資の出資比率の上限は 50%<br>･オンラインのデータ･取引処理業務（営利性電子商取引）の外資の出資比率上限を 55%へ緩和<br>･上記各サービスは、ISP サービスを除き全国で提供可能。ISP サービスは試験区内のみで提供可能。 |

© Anderson Mori & Tomotsune

# Ⅲ　台湾法令アップデート

中国・台湾弁護士　許　明義

〈労働〉

**労働者退職金条例（改正）**

［ポイント］ 本改正の目的は、主に労働退職金制度における適用対象の拡大及びその運用の強化にある。本改正では、主として次の 2 分類の者が新たに同制度の適用対象とされた。①外国人（中国大陸出身者を含む。）のうち、配偶者が台湾人であり、在留資格を得て台湾で就労する者について、使用者に当該外国人労働者を労働者退職金制度に加入させることが義務づけられた。②自営業者や業務委託形態での就業者について、本人の希望により労働者退職金制度へ新たに加入することが選択できるものとされた。ちなみに、台湾労働当局の統計によると、現在、上記①の対象となる人数は約 3.1 万人であり、②の対象となる人数は約 131 万人である。

（2014 年 1 月 15 日公布、施行）

［原文］ 勞工退休金條例

〈知的財産権〉

**専利法（改正）**

［ポイント］ 本改正は、専利権（日本法でいう特許権、意匠権及び実用新案権に相当する権利）を侵害する輸入品に対する水際保護措置を強化するものである。現行法においても、税関には専利権を侵害すると見られる輸入品に対して差押えを行う権限が認められているが、事前に裁判所から保全命令を得なければ処分を行うことができず、権利者にとって迅速性に欠けるとの制度的欠陥が指摘されていた。本改正により、権利者は裁判所の判断を経なくても税関に侵害事実を疎明するとともに、当該輸入品の輸入価額に相当する担保金を供託しさえすれば、直ちに差押えを申請することが可能になった。一方、差押えを受けた側には、上記金額の 2 倍に相当する金額を供託して差押えの解除を請求する権利が与えられた。また、申請者は、差押え申請の受理通知の受領日の翌日から 12 日以内に、訴訟を提起しなければならないとされ、また、仮に事後の確定判決において権利侵害が存在しないものと判断された場合に申請者が損害賠償責任を負うものと規定されている。

（2014 年 1 月 22 日公布。施行日は別途、行政院により定める。）

［原文］ 専利法

© Anderson Mori & Tomotsune

# 中国万感

【「春運(春節の交通運送)」について】

ニューヨーク州弁護士　安　然

中国人は、春節(旧暦新年)を家族や親戚と過ごす習慣がある。故郷を離れ、経済が比較的発展している地域(例えば上海、北京、深圳などの大都市)で働いている人が多いため、毎年春節前後の 40 日くらいの期間に「春運」と呼ばれる大規模な帰省・U ターンラッシュが発生する。2013 年の春運期間中に中国国内を移動した旅客の延べ人数は 31 億人を超え、2014 年には、36.23 億人に達すると予測されている。中国の春運は、人類最大の一年一度の人口移動と言われている。

春運で最も人気の高い交通手段は鉄道であり、切符の入手はかなり難しい。春運期間中の切符は乗車日の 20 日前から発売されるが、発売と同時に売り切れるという問題がある。旅客の数が多いのももちろんであるが、大量に切符を買い占めて高値で再販売する「黄牛」(ダフ屋)の存在がその原因のひとつである。ダフ屋に対処するため、2012 年 1 月より、切符の購入と乗車に当たって身分証明書の提示を要求する「実名制度」が全面的に導入され、一時的には一定の成果を上げたようである。しかしながら、ダフ屋の手口も次第にレベルアップしている。
切符は窓口以外でも鉄道局の切符発売ウェブサイト「12306」で購入できる。同サイトでの購入でももちろん身分証明書番号を入力する必要があるほか、同サイトは大量の注文を防ぐため 5 秒に 1 回しか連続した操作ができない仕様となっている。ところが、今年の春運切符の発売が開始してまもなく、「12306」のシステムが身分証明書番号の真偽を判明できず、偽の情報を入力しても切符を購入できることが分かった。その欠陥を利用し、かつ、連続操作の制限を無効化し、切符の注文をする際のコードを自動的に読み込む等の機能を持つソフトウェアが開発されており、ダフ屋がそれを用いて一瞬で大量の切符を買い占めていると報道された。同サイトは 2011 年から運用されており、これまで春運のアクセス集中とダフ屋対策のため幾度もアップデートされてきたが、まだ欠陥があるようである。

そんな中、筆者は、初めて春運切符の購入に挑んでみた。「12306」のサイトで 1 月 29 日(旧暦大晦日の前日)の高鉄(高速鉄道)の切符を買おうとしたが、発売開始して僅か 5 秒で 5 つの候補列車の切符が全部売り切れとなった。

筆者はどうしてもその日に移動したいわけではなく、あっさり切符購入をあきらめたが、年に一度の帰省のため春運と奮闘しなければならない人たちのことを考えると、少し憂鬱になる。

© Anderson Mori & Tomotsune

TOPICS

2014 年 1 月 20 日

経営調査研究会主催の「合弁会社形態によるミャンマー進出の法的勘所～合弁会社設立のノウハウと合弁契約における有効かつ効果的な条項の研究～」と題するセミナーが 2014 年 1 月 20 日に開催され、当事務所のパートナー、森脇章弁護士および石原仁弁護士が講師を務め、ミャンマーにおける合弁会社設立の実務上のポイントについて解説しました。

2014 年 2 月 18 日

当事務所のパートナー、森脇章弁護士及び胡絢静中国弁護士が、下記セミナーの講師を務めます。

**セミナー名：**
「中国における消費者権益保護法への対応」

**日時：**
2014 年 2 月 18 日（火）
13:00-17:00

**場所：**
企業研究会セミナールーム（東京・麹町）

セミナーの詳細は下記サイトをご参照下さい。
https://www.bri.or.jp/seminar/5221

© Anderson Mori & Tomotsune

本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供であり、具体的な法的アドバイスではありません。お問い合わせ等ございましたら、当事務所の 森脇 章(akira.moriwaki@amt-law.com)、中川 裕茂(hiroshige.nakagawa@amt-law.com)又は若林 耕(ko.wakabayashi@amt-law.com)までご遠慮なくご連絡下さいますよう、お願いいたします。

本ニュースレター記載の情報の著作権は当事務所に帰属します。本ニュースレターの一部又は全部について無断で複写、複製、引用、転載、翻訳、貸与等を行なうことを禁止します。

本ニュースレターの配信又はその停止をご希望の場合には、お手数ですが、
china-newsletter@amt-law2.com
までご連絡下さいますようお願い申し上げます。

本ニュースレターの執筆担当者：


| (東京オフィス) | (北京オフィス) | (上海オフィス) |
|---|---|---|
| 森脇 章 | 中川 裕茂 | 森脇 章 |
| 中川 裕茂 | 濱本 浩平 | 若林 耕 |
| 若林 耕 | 李 加弟 | |
| 石黒 昭吉 | 李 彬 | |
| 屠 錦寧 | 杜 雲華 | |
| 胡 絢静 | 安 然 | |
| 許 明義 | | |
| 呉 暁青 | | |


© Anderson Mori & Tomotsune

## CONTACT INFORMATION

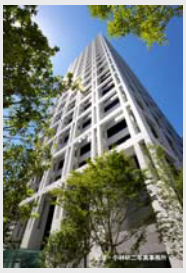

**アンダーソン・毛利・友常法律事務所**

〒107-0051
東京都港区元赤坂一丁目 2 番 7 号
赤坂Kタワー
Tel: 03-6888-1000 (代表)
Email: inquiry@amt-law.com
URL: http://www.amt-law.com/

**アンダーソン・毛利・友常法律事務所　名古屋オフィス**

〒450-0003
愛知県名古屋市中村区名駅南一丁目 24 番 20 号
名古屋三井ビルディング新館 13 階
Tel: 052-533-4770(代表)
Email: nagoya@amt-law.com

**日本安徳森・毛利・友常律師事務所北京代表処**

中華人民共和国北京市朝陽区東三環北路 5 号
北京発展大厦 809 室
郵編 100004
Tel: +86-10-6590-9060(代表)
Email: beijing@amt-law.com

**日本安徳森・毛利・友常律師事務所駐上海代表処**

中華人民共和国上海市浦東新区
世紀大道 100 号　上海環球金融中心 40 階
郵編 200120
Tel: +86-21-6160-2311(代表)
Email: shanghai@amt-law.com

**アンダーソン・毛利・友常法律事務所　シンガポールオフィス**
**Anderson Mori & Tomotsune (Singapore) LLP**

9 Raffles Place #17-01, Republic Plaza, Singapore 048619
Tel: +65-6645-1000(代表)
Email: singapore@amt-law.com

© Anderson Mori & Tomotsune